

建設汚泥の再生利用に関するガイドラインの策定について

平成18年6月12日
国官技第46号
国官総第128号
国営計第36号
国総事第19号

国土交通事務次官

から

大臣官房官庁営繕部長
海上保安庁長官
各地方整備局長
北海道開発局長
沖縄総合事務局長
各航空局長
各航空管制部長
国土技術政策総合研究所長
国土地理院長
国土交通大学校長
航空保安大学校長
気象庁長官
各都道府県知事・政令指定都市市長
各関係特殊法人等の長
各特定重要・重要港湾管理者

注1)

あて

注2)

建設汚泥については、かねてより再生利用の促進に努めていただいているところであるが、その再資源化率は依然として極めて低い水準にとどまっており、産業廃棄物の最終処分場の残余容量が逼迫している中、建設汚泥の最終処分量をいかに削減するかが喫緊の課題となっている。また、建設汚泥を含む建設廃棄物の不法投棄問題は依然として全国各地で看過できない状況にある。

これらの状況を踏まえ、建設汚泥の再生利用を一層促進し、最終処分場への搬出量の削減、不適正処理の防止を図る観点から、今般「建設汚泥の再生利用に関するガイドライン」を策定したので、

貴職におかれては今後実施する予定の事業について、本ガイドラインに基づき建設汚泥の再生利用の推進を図られたい。

※1

参考までに送付する。

なお、都道府県におかれては、貴管内の市町村（指定市を除く）に対しても、この旨を周知徹底されるようお願いする。

※2

〔編注〕

注1) あてには、「策定したので、」の後に、※1の文章を追加する。

注2) あてには、「策定したので、」の後に、※2の文章を追加する。

建設汚泥の再生利用に関するガイドライン

1. 目的

本ガイドラインは、建設工事に伴い副次的に発生する建設汚泥の処理に当たっての基本方針、具体的実施手順等を示すことにより、建設汚泥の再生利用を促進し、最終処分場への搬出量の削減、不適正処理の防止を図ることを目的とする。

2. 適用範囲

本ガイドラインは、国土交通省所管の直轄事業に適用する。

なお、その他の事業においても本ガイドラインに準拠して建設汚泥を取り扱うことを期待している。

ただし、環境基本法に基づく土壤環境基準または土壤汚染対策法に基づく特定有害物質の含有量基準に適合しない建設汚泥は対象外とする。

3. 定義

①建設汚泥

建設工事に係る掘削工事から生じる泥状の掘削物および泥水のうち「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下、「廃棄物処理法」という。）に規定する産業廃棄物として取り扱われるもの

②建設汚泥再生品

建設汚泥を改良し、再生利用できる状態にしたもの。「建設汚泥処理土」とその他の「製品」とに大別される。

③建設汚泥処理土

建設汚泥について脱水、乾燥、安定処理等の改良を行い、土質材料として利用できる性状としたもの

4. 基本方針

建設汚泥が発生する建設工事については、循環型社会形成推進基本法の基本理念に則り、「発生抑制の徹底」「再生利用の促進」「適正処理の推進」に努めること。

また、建設資材として建設汚泥再生品の利用が可能な建設工事については、「建設汚泥再生品の積極的な利用」に努めること。

5. 具体的実施方針

(1) 発生抑制の徹底

建設汚泥の発生が見込まれる工事については、設計、施工等に当たり、泥水や安定液等を使用しない工法の採用、断面形状の工夫による掘削土量の削減等により、建設汚泥の発生量の抑制に努めること。

(2) 再生利用の促進

発生する建設汚泥については、まず現場内での再生利用を第一に努め、現場内での再生利用が困難なものについては当該現場外での再生利用を図られるように努めること。なお、現場内での再生利用を含め、建設汚泥を再生利用しようとする場合、資材として取引価値を有するものでなければならない。（取引価値を有するか否かの判断に当たっては、6.（1）および（2）も参照すること。）

建設汚泥再生品は「建設汚泥処理土」とその他の「製品」とに大別されるが、いずれの形態で再生利用を図るかについては、現場内利用の可能性、周辺の建設工事や再資源化施設の立地状況等に応じて発注者が決定すること。

建設汚泥処理土として当該現場外で再生利用を図る場合には、発注者は「建設発生土等の有効利用に関する行動計画（平成15年10月3日国土交通事務次官通知）」に基づいて各地方建設副産物対策連絡協議会等毎に実施している「公共工事土量調査」の対象に当該工事を登録し、建設発生土と一体となってその利用側工事の確保に努めること。また、利用側工事の検索に当たっては、建設発生土情報交換システムの積極的な活用を図ること。

なお、利用側工事は必ずしも公共工事土量調査の範囲内に限定する必要は無いが、この場合には、

- ・再生利用場所が特定されているとともに、将来にわたってその管理者が明確であり、責任を問うことができる（民間公益企業等）こと
- ・再生品を使用した施工管理が十分に行えるような体制が整っていること

- ・当該工事が関係法令に従って適正に実施されることが確実であること
 - ・受入に際して処理料金に相当する金品の受領がないこと
- といった要件を満たすことが確認できるものにする。

発注者は、利用側工事が決定した場合、当該利用側工事の発注者と受入に当たっての品質およびその確認方法、時期等の条件について速やかに協議・調整を行い、調整が完了した旨を文書にて取り交わすこと。また、費用については、利用側工事の求める品質等を満足させるために必要な改良費用および利用側工事現場までの運搬費用を排出側工事が負担することを基本に排出側工事の発注者と利用側工事の発注者の間で個別に協議、決定すること。

製品として再生利用を図る場合には、再資源化施設における建設汚泥処理物が縮減しただけで最終処分されることの無いよう、確実かつ適正な製品化および販売を行っている再資源化施設へ搬出するように努めること。

(3) 適正処理の推進

上記(2)によっても再生利用が困難な建設汚泥については、現場内もしくは中間処理施設にて必ず廃棄物処理法の処理基準に基づく脱水等の縮減を行った上で最終処分すること。

(4) 建設汚泥再生品の利用促進

建設資材として建設汚泥再生品の利用が可能な建設工事については、その積極的な利用に努めること。特に、当該建設工事現場外から土砂の搬入を行う工事については、積極的に建設発生土もしくは建設汚泥処理土の利用を図ることとし、工事現場から一定距離範囲内に他の建設工事や再資源化施設が無い場合または品質上問題がある場合を除き、新材の利用は原則として行わないこと。また、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」に基づく特定調達品目に位置付けられた建設汚泥再生品については、設計、施工等に当たって、とりわけその利用促進に努めること。

また、建設汚泥処理土の利用に当たっては、処理土が満たすべき品質基準、生活環境保全上の基準等を設計図書に明確に示すこと。さらに、当該処理土が設計図書に規定したこれらの基準等を満足していることについて利用側

工事の発注者が確認するとともに、利用用途に応じた適正な施工管理を行うこと。

6. 再生利用に当たっての手続き等

産業廃棄物たる建設汚泥を再生利用しようとする際には、「自ら利用」「有償譲渡^(注)」「再生利用制度の活用」のいずれかの方策による必要があるが、建設汚泥処理土として再生利用しようとする場合には「自ら利用」「再生利用制度の活用」を、製品として再生利用しようとする場合には「有償譲渡」を基本とすること。

(注) 再資源化施設等で処理された処理物が有価物として他の者に販売されることを意味する。

(1) 自ら利用について

発生した建設汚泥を現場内で再生利用する場合並びに排出側工事と利用側工事の元請業者が同一の場合には、「自ら利用」の方策によることができるとされており、自ら利用には図-1に示す3つのケースがある。

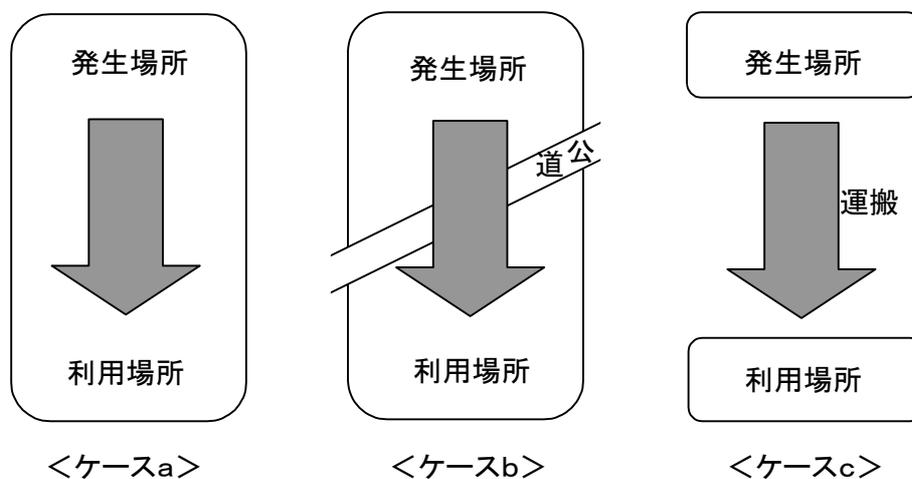


図-1 「自ら利用」における発生場所と利用場所の関係

自ら利用を行う際には、都道府県等環境部局への届出等の手続きは不要であるが、より適正な再生利用を図る観点から、元請業者に処理方法、利用用途等を記載した「利用計画書」を工事着手前に作成させるとともに、その実施状況を記録させること。これら書類は、排出側工事・利用側工事双方の発注者から確認を受けるとともに、適正処理を確認する観点から都道府県等環境部局からの求めがあればこれを提示すること。

ただし、一部の自治体においては、再生利用をより確実なものにすべきとの観点から自ら利用に該当する場合においても「個別指定制度」等の手続きを必要としているところがあるため、必ず都道府県等環境部局に事前に確認しておくこと。

なお、自ら利用であっても、例えばケースcにおいて産業廃棄物たる建設汚泥を利用場所等に運搬する際、その運搬を他者に委託する場合には廃棄物処理法に基づく産業廃棄物処理業者の許可を有する収集・運搬業者に委託しなければならないこととされているので留意すること。

また、「建設汚泥処理物の廃棄物該当性の判断指針について（平成17年7月25日環境省産業廃棄物課長通知）」（以下、「判断指針」という。）によれば、「排出事業者が生活環境の保全上支障が生ずるおそれのない形態で、建設資材として客観的価値が認められる建設汚泥処理物を建設資材として確実に再生利用に供することは、必ずしも他人に有償譲渡できるものでなくとも、自ら利用に該当するものである。」とされているところである。

（2）再生利用制度の活用について

再生利用制度には、①環境大臣による認定（大臣認定制度）、②都道府県知事等による個別指定（個別指定制度）、③都道府県知事等による一般指定（一般指定制度）、の3種類があるとされている。

なお、「判断指針」によれば、再生利用制度を活用した場合には「認定基準に適合して再生した建設汚泥処理物については、必ずしも有償譲渡されるものではなくとも、当該建設汚泥処理物はその再生利用先への搬入時点において、建設資材として取引価値を有するものとして取り扱うことが可能」とされているところである。

①大臣認定制度について

大臣認定制度とは、「環境省令で定める廃棄物の再生利用を行い、又は行おうとする者が、当該再生利用の内容が生活環境の保全上支障がないものとして環境省令及び告示で定める基準に適合している場合に環境大臣の認定を受けることができるものとし、この認定を受けた者について、処理業の許可を受けずに当該認定に係る廃棄物の処理を業として行い、かつ、施設設置

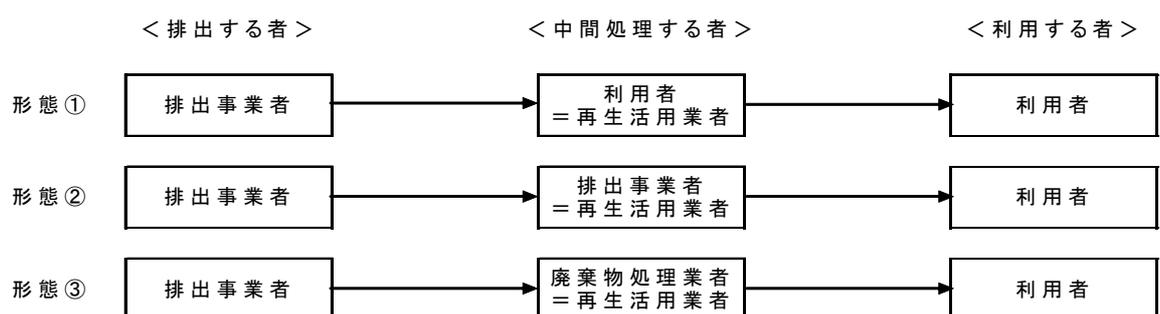
の許可を受けずに当該認定に係る廃棄物の処理施設を設置することができる」こととした制度である。

本通知時点において、建設汚泥を「高規格堤防の築造材（地表から1.5m以上の深さの部分に用いられるものに限る。）」として再生利用する場合には、本制度の対象になり得るとされている。この認定を受けようとする場合には、当該築造材を製造する者が申請を行うこととされているが、できる限り早期に認定が受けられるようにするため、排出側工事の発注者は工事発注前のできる限り早い段階から環境省担当部局に事前相談を行うように努めるとともに、排出側工事の元請業者は申請に主体的に取り組むように努めること。

②個別指定制度について

個別指定制度とは、再生利用されることが確実である産業廃棄物のみの処理を業として行う者を都道府県知事等が指定し、産業廃棄物処理業の許可を不要とするものであり、指定を受けようとする者の申請に基づいて行われるものである。

個別指定制度を活用した建設汚泥の再生利用方法は、図－2に示す3つのケースが一般的とされている。



図－2 「個別指定制度」を活用した建設汚泥の再生利用の一般的な形態

個別指定の申請を行う者は、具体的には各都道府県知事が定めるものとされているが、建設汚泥の再生利用においては、図－2のいずれの形態についても中間処理を行う者が主として該当するものとされている。この指定を受

ける時期が工程全体に非常に大きな影響を与えることから、できる限り早期にこの指定を受けられるようにするため、排出側工事の発注者は工事発注前のできる限り早い段階から都道府県等環境部局に事前相談を行うように努めるとともに、形態①や③の場合においても排出側工事の元請業者は申請に主体的に取り組むように努めること。

作業スペース、改良施設の設置コスト、技術的なノウハウといった観点から建設現場にて中間処理を行うことが困難な場合には、形態③の活用が有効であり、積極的に活用することが望ましい。この形態を活用した場合には、中間処理した後の建設汚泥処理土について、指定を受けた期間内において、指定を受けた場所に保管することが可能とされている。

また、行政区域を越えて再生利用する場合にも、運搬に係る複数の都道府県知事等の指定を受ければ「個別指定制度」によることが可能とされており、必要に応じて積極的に活用することが望ましい。

大臣認定制度、個別指定制度を活用して建設汚泥処理土を工事間利用する際には、中間処理により得られる処理物の性状とともに最終的な再生利用が有用かつ確実であることの確認が認定・指定に当たっての重要な要件とされていることから、環境省担当部局・都道府県等環境部局から申請者に対して求めがある場合には、発注者は5. (2) で取り交わすこととした「工事間利用調整が完了した旨の文書」の写しの提出により協力すること。

(3) 有償譲渡について

有償譲渡とは、建設汚泥処理物を他人に有償にて譲渡する行為である。ただし、名目を問わず処理料金に相当する金品の受領が無いこと、当該譲渡価格が競合する資材の価格や運送費等の諸経費を勘案しても営利活動として合理的な額であること等、その譲渡行為が経済合理性に基づいた適正な対価によるものであることが必要とされているので、十分に留意すること。

7. 適正処理の確認

発生した建設汚泥が適正に再生利用、最終処分されたかについて、元請業者に廃棄物処理法の規定によるマニフェスト（電子マニフェストを含む）を確認させるとともに、発注者に提示させること。

また、自ら利用、再生利用制度を活用した場合にはマニフェストの交付が不要とされているが、中間処理や収集運搬を他者に委託する場合には最終的な搬出先、運搬量等を記載した伝票を元請業者に作成させ、発注者にこれを提示させること。

さらに、発生した建設汚泥を最終的にどのように再生利用、最終処分等したかを記載した書類を元請業者に作成させ、元請業者と中間処理・収集運搬を委託した業者との契約書の写しと併せて発注者に提出させること。

8. 関係者の責務と役割

(1) 発注者の責務と役割

建設汚泥の発生の抑制および再生利用の促進並びに適正処理の推進が図られるよう、建設工事の計画および設計に努めること。

発注に当たっては、元請業者に対して適正な費用を負担するとともに、発生した建設汚泥の現場内利用・工事間利用、建設汚泥処理土の利用など発注前段階で決定した事項を設計図書に示し、工事実施に当たっての明確な指示を行うこと。また、元請業者から建設汚泥の再生利用の推進に資する代替案の提案があった場合には、積極的に協議を行うこと。

産業廃棄物である建設汚泥の処理については、原則として排出事業者である元請業者の責任とされているところであるが、建設汚泥についてはその再生品の需要先の確保が容易でないことから、発注者が主体となって積極的な需要先の確保に努めること。

特に、工事間利用を行う場合には、再生利用の手続き等を円滑に進めるため、排出側工事の発注者が発注前段階から積極的に都道府県等環境部局に事前相談を行うように努めること。

(2) 元請業者の責務と役割

設計図書に示された工法、建設汚泥の再生利用方法等について契約後速やかにその内容を確認し、より適切な方法があれば発注者に代替案を示すなど、発生抑制、再生利用促進に向けた積極的な取り組みに努めること。

産業廃棄物たる建設汚泥の処理を他の者に委託する際には適正な処理業者との契約に努めるなど、建設汚泥の適正処理に取り組むこと。